

事前調査結果の記録の作成

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査結果の記録を作成・保存するとともに、解体等工事の現場に備え置く必要があります。

事前調査結果の記録事項（大気汚染防止法施行規則第16条の8）
○解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
○解体等工事の場所
○解体等工事の名称及び概要
○事前調査結果を終了した年月日
○解体等工事を行う建築物等の設置の工事に着手した年月日 ^{※注}
○解体等工事に係る建築物の概要
○改造・補修する作業を伴う建設工事に該当する場合は、当該作業の対象となる部分
○事前調査の方法
○調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名（令和5年10月施行）
○分析調査を行った場合は、分析調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
○解体等工事に係る建築物等部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠
※注 使用禁止が猶予されていたガスケット等の設置日を書面で確認した場合には、それらの材料の設置年月日を含む。

事前調査結果の写しの備え置き

事前調査結果の記録の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え置かなければなりません。

事前調査結果記録の保管

元請業者又は自主施工者は解体等工事が終了した日から3年間の保管義務があります。

事前調査結果の発注者への記録

元請業者は発注者に対して書面により事前調査の結果等を報告することが義務付けられています。